

## 吉岡町告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び吉岡町財務規則（平成19年吉岡町規則第21号。以下「財務規則」という。）第146条の規定に基づき、次のとおり条件付き一般競争入札について公告する。

令和元年5月24日

吉岡町長 柴崎 徳一郎

### 1 条件付き一般競争入札に付する事項

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第2号                                   |
| (2) 工事名等  | 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事                |
| (3) 工事場所  | 吉岡町大字漆原地内                             |
| (4) 指定業種  | 建築一式工事                                |
| (5) 工事の概要 | 新築工事（建築）一式 新築工事（電気）一式<br>新築工事（機械設備）一式 |
| (6) 予定期   | 契約確定の日～令和2年3月17日※                     |
| (7) 予定価格  | 479,760,000円（消費税及び地方消費税を除く。）          |

### 2 入札執行日時

- |          |                  |
|----------|------------------|
| (1) 入札日時 | 令和元年6月28日（金）午前9時 |
| (2) 入札場所 | 吉岡町役場 第2会議室      |

### 3 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日前日の午後1時から午後3時までの間に財務規則第147条の規定により見積る契約金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 吉岡町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者であるとき。
- (2) 過去5年間に国又は地方公共団体と同等額の契約を数回以上にわたり契約し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき（確認のできる写しを添付のこと。）

### 4 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、財務規則第170条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除とする。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

### 5 入札参加形態

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式のみとす

る。

この場合において、共同企業体の名称は、「企業名・企業名 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事特定建設工事共同企業体」とする。

## 6 共同企業体の資格要件

### (1) 共同企業体の結成要件

この工事における共同企業体の結成要件は次のとおりとする。

ア 構成員は2社以内とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員1者の組合せとする。

イ 共同企業体の結成は、自由意思にゆだねる自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ 共同企業体の構成率の出資比率の最小限度基準は、構成員2社以内の場合は30%以上とする。

### (2) 共同企業体の構成員資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件をすべて満たす者とする。

#### ア 共通事項

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に該当入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないものでないこと。

(イ) 財務規則第144条第2項で規定する入札参加制限を受けていない者であること。

(ウ) 吉岡町建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成23年吉岡町訓令第21号）に基づく指名停止中でない者

(エ) 吉岡町建設工事入札参加資格者名簿に登録されている建築工事の者の組合せとする。

(オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(カ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(キ) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）及び吉岡町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）に違反しない者であること。

#### イ 代表者

(ア) 建設業法（昭和24法律第100号）第3条第1項による許可を受けていること。

(イ) 地元業者（町内に本社若しくは本店を有する者で住民税等納入者であるもの又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所等であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、住民税等納入者

であるものをいう。)、渋川市又は前橋市内の業者(市内に本社を有し、当該業種に関する実績があること、かつ、住民税等納入者であるものをいう。ここでいう住民税等納入者とは、当該公告日の前日までに納期限が到来している法人、個人に係るすべての税を完納している者をいう。)であること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知における建築一式工事の総合評価値(P)900点以上的一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。

(エ) 吉岡町の指名競争入札の参加を停止された場合においては、その期間を経過していること。

(オ) 過去に、同種公共工事実績があること。

ここでいう過去とは、10年以内(平成21年度以降)、同種公共工事とは、文部科学省の補助事業で、契約金額が5,000万円以上、1件以上の国、県又は市町村等の同用途(体育館、屋内プール)の建築工事を指す。

#### ウ 代表者以外の構成員

(ア) 建設業法に基づく建築工事について許可を受けたものであること。

(イ) 吉岡町に本社若しくは本店を有するもので住民税等納入者であるもの又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ(、建築工事に関する実績を有し)、かつ、住民税等納入業者であること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知の建築一式工事の総合評定値(P)550点以上である者

(3) その他必要な事項は、吉岡町建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。

### 7 設計図書等の閲覧、販売

対象工事に係る設計図書等を入札参加資格者に閲覧及び販売する。ただし、指定した日時とする。

(1) 閲覧(販売)場所 吉岡町役場 財務課 財政室

(2) 閲覧(販売)日 令和元年6月7日(金)

(午前9時から午後5時まで)

### 8 質問書の提出

対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる。(FAXのみ受付: 0279-54-8681)

(1) 提出場所 吉岡町役場 財務課 財政室

(2) 提出期限 令和元年6月14日(金)正午まで

(3) 応答書 令和元年6月21日(金)に質問者にFAXする。

### 9 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、令和元年5月31日(金)午後3時までに、次の書類を吉岡町役場財務課財政室に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号)及び提出書類(条件付一般競争入

札参加資格確認申請提出書類一覧参照)

- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可書の写し
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査評価結果通知書の写し
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（様式第3号）
- (5) 住民税等の納税（完納）証明書（公告日以後）
- (6) 共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）  
代表構成員への他構成員の委任状
- (7) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）
- (8) 特定建設工事共同企業体誓約書（別記様式第4号）

## 1 0 入札の無効

- (1) 入札に参加資格のない者とした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められた者
- (3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

## 1 1 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（様式第7号）を提出すること。

## 1 2 低入札価格調査の調査基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下記のとおり設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

また、調査基準価格を下回った入札を行ったものは、入札執行後に、町が行う事情聴取に協力すること。

調査基準価格 321, 439, 200円（消費税等抜き）

## 1 3 失格基準価格の設定

失格基準価格を設定して、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低入札者であっても低入札価格審査委員会を開催することなく失格とする。

## 1 4 入札の中止

入札の参加者が1者の場合は入札を中止する。

## 1 5 入札書の記載

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等抜き）を入札書に記載すること。

## 1 6 契約が議会の議決を要するものであるときは、落札者と決定された者と仮契約を締結し、その議決を得たときに本契約が締結されたものとする。

## 1 7 備考

※本件については、建設資材の納入状況により工期変更の可能性があります。

## 1 8 その他

問合せ先 吉岡町役場 財務課財政室 電話0279-26-2236（直通）